ChatGPT

Perplexity Computer と Personal Computer が知財業務に与える影響

エグゼクティブサマリ

「Perplexity Computer」「Personal Computer」は、**“検索＋マルチモデル推論＋ツール実行（ブラウザ／CLI／ファイル操作）”を一体化した自律エージェント**として設計されており、知財部門の中核業務（先行技術調査、発明発掘、明細書作成、拒絶対応、証拠整理、契約レビュー補助等）を“手作業→ワークフロー”へと移行させる可能性が高い。[^pc_pr]一方で、**(i) 秘密情報・個人データの投入、(ii) 生成物の著作権・侵害、(iii) 発明者性・帰属、(iv) 証拠性（ログ／監査）**が相互に絡むため、導入は「IT導入」ではなく**法務・知財・情報セキュリティ・個情法対応を束ねたガバナンス施策**として扱う必要がある。21">^ai_ip_mid

特に日本企業の知財実務では、(a) **発明者は自然人である**という前提（DABUS関連の東京地裁判断・特許庁の整理）を踏まえ、AI利用の“寄与”を**創作的寄与の記録（いつ・誰が・何を判断したか）**として残す運用が重要になる。18">^jpo_dabus_slideまた、著作権面では、日本の柔軟な権利制限（著作権法30条の4の射程）を理解しつつも、**RAG等で既存著作物の創作的表現を“そのまま出力させる目的”が併存する局面**では適用が否定され得るため、知財部門の利用態様（社内資料・論文・特許明細書の取り込み方／出力の使い方）に即した統制が必要になる。16">^bunka_thinking_30_4

要点（実務者向け）

- **アーキテクチャ上の本質**：Computerは「統合ファイルシステム＋CLI＋ブラウザ＋コネクタ＋メモリ」を持つ自律実行型で、長期（数時間〜数か月）ワークフローを回せる点が、従来の生成AI（単発チャット）と決定的に異なる。[^pc_pr]
- **Personal Computerは“常時稼働の専用端末（Mac mini）＋安全なサーバ連携”**というハイブリッドで、センシティブ操作に承認・監査証跡・キルスイッチを備えるとされる。[^everything_pc] [^pc_9to5mac]
- **監査・証拠性は導入可否を左右**：Enterpriseでは監査ログが「入力→エージェントステップ→回答」までを捕捉し、Webhookでリアルタイム配送できる（SIEM連携が現実的）。[^audit_logs]
- **データ学習ポリシーはプラン差が大きい**：Free/Pro/MaxはAI学習用データ保持がデフォルト有効で、ユーザーがトグルで制御（過去分は除去不可）。Enterpriseは学習・ファインチューニング不使用を明言。[^pplx_data_collection][^enterprise_privacy]
- **知財法への主要インパクト**：特許（発明者・職務発明運用・先行技術調査プロセスの証拠化）、著作権（引用・依拠性・RAG出力）、営業秘密（秘密管理性の毀損／入力統制）、商標（ネーミング支援と混同リスク）、データベース（EUのsui generis権・TDM opt-out等）を横断的に再設計する必要。14">^ai_ip_inventor19">^ai_ip_trade_secret[^eu_ai_transparency]

（前提）本レポートは「日本国内での業務利用」を想定し、未公表の技術仕様は本文中で**「未公開」**と明記する。なお、ユーザー指定の「記事＋PR」は、内容・日付からPR TIMESの発表および9to5Mac記事に相当すると解して優先参照した。[^pc_pr][^pc_9to5mac]

対象技術の概要とアーキテクチャ

Computer の機能ブロックと実行モデル

公表情報ベースでのComputerの特徴は、単なるLLMチャットではなく、**(1) 目標分解、(2) サブエージェント並列実行、(3)　ツール／ファイル操作、(4)　長期ジョブ管理**を前提にした「業務遂行型」設計にある。[^pc_pr]

- **入出力**：統合ファイルシステム、CLI、ブラウザ、外部コネクタ、メモリ機構を組み合わせ、段階的に成果物を生成・更新する想定。[^pc_pr]
- **ワークフロー自律実行**：タスクを分解し、複数のサブエージェントが並行で実行、達成まで反復する。実行時間は「数時間〜数か月」まで想定されている。[^pc_pr]
- **マルチモデル統合**：PRでは「19のモデル」を役割分担（高速モデル／専門モデル／推論モデル）させる設計と説明され、モデル非依存であること、サブタスクごとにモデル指定してコスト制御できる旨が示されている。[^pc_pr]
  ※“19モデル”“役割分担”の具体的なモデル一覧・更新頻度・選択ロジックの詳細は、現時点の公開情報では粒度に限界があるため、運用上は**「モデル選択・切替の基準／ログ項目」＝未公開**として扱い、ベンダー問い合わせ対象とするのが安全である。[^pc_pr]

Personal Computer の位置づけ（“専用常時稼働＋遠隔操作”）

Personal Computerは、公式ブログおよび報道によれば、**専用のMac miniが24/7で稼働**し、ローカルアプリと安全なサーバに接続しながら「デジタル代理」として動作、任意デバイスから利用できる構想である。[^everything_pc][^pc_9to5mac]

知財実務への含意は大きい。

- **ローカル資産（発明届、実験ノート、契約ドラフト、審査経過、証拠PDF等）への“常時アクセス”**が前提になるため、アクセス制御・権限・ログが弱いと、営業秘密・個人情報の事故が構造的に起きやすい。21">^everything_pc
- 一方で、Personal Computerは「センシティブ操作には承認が必要」「完全な監査証跡」「キルスイッチ」を備えるとされ、設計思想としてはガバナンスを重視している。[^everything_pc]
  ※ただし、(a) ローカル側のOSハードニング、(b) 物理セキュリティ、(c) ローカルログの保存仕様、(d) サーバ側への送信範囲、(e) 遠隔操作の認証強度などは**未公開**であり、導入審査ではSOC2等とは別に“端末運用”の統制設計が必須となる。[^everything_pc]

監査・ログ、API/エクスポート、クラウド/オンプレ、学習・ファインチューニング

ログ・監査（Enterprise）
Enterpriseの監査ログは、ユーザー入力〜エージェントステップ〜回答、ならびに管理者の設定変更等を捕捉し、イベント種別・時刻・ユーザー情報（メール/IP等）を含む。Webhookにリアルタイム配送できるため、知財部門で要求されがちな「後日の説明責任」や「改ざん耐性のある記録」設計に寄与する。[^audit_logs]

データ保持
Enterpriseでは、ファイルはスレッド添付分が原則7日で自動削除、組織リポジトリ等は削除まで保持、さらにスレッド保持期間を設定できる（ただし短縮設定で消えたスレッドは復元不可）。[^pplx_ent_retention][^pplx_ent_privacy]
知財では、出願前のドラフトや先行技術調査の根拠など、**証拠として長期保存が必要な情報**も多い。よって「短期削除＝安全」ではなく、**“安全な長期保存（社内DMS/証拠保全基盤）へエクスポートする設計”**が必要になる。[^audit_logs][^pplx_ent_retention]

API/エクスポート
監査ログのWebhook配送に加え、Agent　APIは「検索＋ツール実行＋マルチモデル・フォールバック」を一体化したマネージド実行環境として提示されており、IP部門の調査自動化を内製システムへ組み込む余地がある。[^agent_api_blog][^agent_api_docs]

クラウド/オンプレ
Computer for Enterpriseは、各タスクが隔離されたクラウド環境で動作し、セキュアブラウザやサンドボックス内コード実行を用いると説明されている。[^computer_enterprise_blog]
一方、オンプレミス提供の可否は公開情報では明確でなく、Personal　Computerが“エッジ寄り”の選択肢として提示されている（=完全オンプレは**未公開**）。[^everything_pc][^pc_9to5mac]

学習・ファインチューニング
Enterpriseは「組織データは学習・ファインチューニングに使わない」「第三者モデル提供者（例：OpenAI/Anthropic）も学習しない」旨を説明している。[^pplx_ent_privacy][^pplx_3p_training]
[^enterprise_privacy]
他方、Free/Pro/Maxは学習用データ保持がデフォルト有効で、ユーザーがオプトアウトする方式であり、過去に収集された学習データは削除できないとされる。[^pplx_data_collection]

> 知財観点の結論：**Enterprise相当の“学習不使用＋監査ログ＋保持期間制御”がないまま、発明情報・契約・係争資料を投入するのは原則NG**。例外を作るなら、投入データの匿名化・要約化・マスキングを前提に限定すべきである。19">^ppc_alert

サンドボックス（コード実行）と“証拠性”の二面性

Sandbox APIの説明では、セッションは隔離Kubernetesポッドで動作し、永続ファイルシステム（FUSE）をマウント、直接ネットワークアクセスなし、必要時はエグレスプロキシ経由でドメイン単位に制御し、サンドボックス内部に生のAPIキーが渡らない「ゼロトラスト」設計が示されている。[^sandbox_arch]
知財実務では、(i) 先行技術の統計処理、(ii) クレームチャート下書き、(iii) 期限管理、(iv) 形式要件チェック等を“再現可能な計算”として残せる一方、**計算・生成の中間生成物をどこまで保存するか**が、証拠保全と情報漏えい防止のトレードオフになる（ここは運用設計で解く領域）。[^audit_logs][^pplx_ent_retention]

知財法別の影響分析

特許

日本の制度設計上、発明者は自然人であるとの整理が明確化している。特許庁資料は、発明者欄にAI（DABUS）を記載した出願で「発明者は自然人に限る」として却下された経緯と、東京地裁が「特許法に規定する発明者は自然人に限られる」とした判断を整理している。18">^jpo_dabus_slide

また、内閣府の「AI時代の知的財産権検討会　中間とりまとめ」は、従来の発明者認定（特徴的部分の完成への創作的寄与）を前提に、AIを利用した場合でも、モデル・学習データの選択やプロンプト入力等を含めて自然人が関与し、特徴的部分の完成に創作的に寄与した者を発明者と認定すべき旨を示している。
18">^ai_ip_inventor

知財業務への具体的影響

- **発明発掘・発明届**：Computer/Personal Computerが研究資料や実験ログを横断し「発明候補」を自動抽出する運用は現実味があるが、発明者認定・職務発明手続（社内規程）では、AI提案を“採択し、技術的課題と解決手段を確定した人”の判断過程を残さないと紛争時に弱い（発明者漏れ・冒認・対価請求リスク）。18">^ai_ip_inventor

- **先行技術調査**：自動探索→要約→差分整理は効率化余地が大きいが、検索クエリと評価過程を監査ログや成果物内メタデータとして固定化しないと、後から「なぜその文献を見落としたか」が説明できない（過失評価・善管注意義務の観点）。[^audit_logs][^pc_pr]
- **明細書ドラフト・拒絶対応**：AI草稿は“表現”としては便利でも、サポート要件・実施可能要件・補正制限などの法的制約は人間が担保する必要がある。ここはAIの出力よりも**チェックリスト化されたレビュー工程**が重要になる（運用設計で対応）。[^ai_ip_mid]

  実務上の提案：特許系タスクでは、監査ログ（入力・ステップ・出力）を**案件番号（発明届ID/出願番号）に紐づけて保全**し、発明者認定の根拠（誰が何を決定したか）を“人間の記録”として補完する。18">^audit_logs

著作権

文化審議会の「AIと著作権に関する考え方について」は、著作物定義（創作的表現）に照らしてAI生成物の著作物性が判断されること、AIは法的な人格を持たず「著者」になり得ないこと、AI生成物が著作物となる場合でも“AIを利用して著作物を創作した人”が著作者となることを明記している。
14">^bunka_thinking_authorship

さらに同文書は、生成AIへの入力（画像等を入力するケースを含む）で複製等が生じ得る点に触れつつ、入力が情報解析目的であれば著作権法30条の4の適用が考えられる一方、**既存著作物と類似する生成物を得る目的で当該著作物を入力する行為は「享受目的」も併存し得る**ため、適用が否定され得る趣旨を示している。
15">^bunka_thinking_30_4

文化庁のチェックリスト＆ガイダンスも、30条の4は原則適用され得るが、「創作的表現を出力させる目的の追加学習」や「RAGで創作的表現を出力させる目的のDB作成」等では適用が否定され得る、と整理している。16">^bunka_checklist

知財業務への具体的影響

- **調査メモ・対比表・社内報告書**：AI要約は便利だが、原文の創作的表現の“置換”になっていないか（実質的複製/翻案）をチェックする必要がある。特に、出版社DBや有償データセット等は、30条の4ただし書（著作権者利益を不当に害する場合）との関係が問題化しやすい。
  16">^bunka_thinking_30_4
- **生成物の権利帰属**：AI生成物の著作物性が否定される場合、著作権による独占が効きにくくなり、知財部門の成果物（例えば「先行技術調査レポートの定型文」）を守る手段が、契約・営業秘密管理へシフトし得る。14">^bunka_thinking_authorship[^ai_ip_mid]

営業秘密

「AI時代の知的財産権検討会　中間とりまとめ」は、不正競争防止法の営業秘密・限定提供データ規制について、生成AIの学習段階でも制度上の扱いは変わらず、また営業秘密等を学習用プログラムに入力する場合は、入力により秘密管理性・限定提供性を喪失しないよう留意が必要とする。19">^ai_ip_trade_secret
つまり、知財部門がComputer/Personal　Computerへ発明情報や契約条件を投入することは、**秘密管理性を“自ら崩す”行為**になり得る。

加えて、個人情報保護委員会（PPC）は、個人データを含むプロンプト投入に際して、利用目的の範囲内か確認すること、本人同意なく投入し、その個人データが“応答出力以外の目的”で取り扱われる場合には法違反となり得るため、提供事業者が機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること、と注意喚起している。
21">^ppc_alert

実務上の提案：知財部門の入力データは「公開情報」「社外秘」「機微（発明・係争）」「個人データ含む」の4象限で分類し、**機微＋個人データ**は原則投入禁止、投入するなら匿名化・要約化・マスキング＋Enterpriseの学習不使用を前提に例外管理とする。
21">^ppc_alert[^pplx_ent_privacy]

商標

商標領域では、AIは「候補生成」「類否・称呼観点の整理」「指定商品役務のたたき台」などで効率化が見込める一方、生成候補が既存の著名商標に近似する、あるいは識別力が弱い語を量産するリスクがある（結局、J-PlatPat/各国DBでのクリアランスが必要）。内閣府資料でも、生成AIと商標法の関係が論点として整理されている。[^ai_ip_mid]
※商標の具体的な類否判断は事案依存であり、AIの自動判断を“結論”として採用する運用は避けるべきである（判断過程の説明責任が残る）。[^audit_logs]

データベース権

日本法にはEUのような包括的sui generisデータベース権は存在しない一方、EUではデータベース指令が「独創性に依らず投資を保護するsui generis権」を創設した、と欧州委員会の評価研究（Publications Office掲載）で整理されている。[^eu_db_study]
また、EUの著作権（DSM指令）にはTDM例外と権利留保（opt-out）があり、各国の議論ではAI学習との関係が継続課題となっている（日本の文化庁資料でもDSM指令4条3項の権利留保やrobots.txt尊重が言及されている）。16">^bunka_global_2025

知財部門としては、(a) 海外子会社がEUデータベースを扱う、(b) 欧州向けFTOや競合調査で有償DBを使う、などの場合に、**データ取得・再利用の適法性（契約＋指令）**が問題化し得るため、AIエージェントに“勝手に収集・再構成させない”技術統制が必要になる。16">^bunka_checklist[^pc_pr]

実務リスクと機会

機会：知財プロセスが“ワークフロー化”するポイント

Computer/Personal Computerの価値は「質問応答」よりも、知財の一連手続を**反復・分岐・証拠付きで実行**できる点にある。[^pc_pr][^agent_api_blog]

- **先行技術調査（特許／非特許）**：検索→一次資料精読→引用箇所抽出→クレーム要素分解→対比表（claim chart）下書き、までを半自動化し得る（ただし最終判断は人）。[^pc_pr][^audit_logs]
- **発明発見支援**：社内技術文書（実験ログ、設計書、障害報告）を横断して「課題・作用効果・構成要件候補」を抽出し、発明届テンプレへ落とす。ただし秘密管理性・個人情報の投入統制が前提。
21">^ai_ip_inventor
- **文書作成支援**：明細書の章立て、従来技術整理、効果の書き分け、拒絶理由通知への反論構造案などを高速化（出力の正確性・引用適法性は検証フローで担保）。
15">^bunka_thinking_30_4[^audit_logs]
- **監査・説明責任の強化**：監査ログ＋Webhook連携により、「誰がどの資料を根拠に、どう判断したか」を後日説明しやすくなる（訴訟・社内監査・品質監査に効く）。[^audit_logs]

主要リスクと対策（比較表）

リスク	典型シナリオ（知財業務）	主要な法的論点（日本中心）	影響	推奨対策（契約・技術・運用）	残余リスク
秘密情報の漏えい・秘密管理性の毀損	発明届ドラフト、未公開実験結果、係争方針を投入	不正競争防止法上の営業秘密は秘密管理性等が要件、入力で喪失し得るという整理19">^ai_ip_trade_secret	営業秘密性否定、損害拡大	Enterpriseの学習不使用前提＋入力禁止区分（機微情報）＋マスキング／要約投入＋監査ログ保存[^pplx_ent_privacy][^audit_logs]	Personal Comput端末侵害・内部不統制が必要）[^ev
個人データの違法投入	発明者・発明メモに個人情報を含むまま投入	PPCは、利用目的内の確認、応答以外目的で取り扱われる場合の法違反可能性、学習利用しないことの確認を注意喚起21">^ppc_alert	個情法違反・行政対応・信用毀損	個人情報削除／匿名化→投入、DPAで目的外利用禁止、ログで投入監査、国外移転要件整理21">^ppc_alert[^ppc_crossborder]	生成AIの誤記（ハン）で個人情報がクは残る21">^pp
著作権侵害（生成・利用段階）	特許明細書や論文の表現が“近い形”でレポートに混入	AI生成物の著作物性・依拠性、30条の4適用限界、RAG等で適用否定あり得る整理16">^bunka_thinking_30_4	差止・損害賠償、取引先提出物の差替	①原典URL/公報番号を必ず付す、②引用は最小限、③類似表現検出、④外部提出物は法務レビュー16">^bunka_checklist	“どこまでが類似/断になりうる（判い）14">^bunka_thin

リスク	典型シナリオ（知財業務）	主要な法的論点（日本中心）	影響	推奨対策（契約・技術・運用）	残余リスク
生成物の帰属・権利化困難	調査レポート・図表がAI生成中心	AIは著作者になれず、人の創作的寄与が必要という整理14">^bunka_thinking_authorship	成果物の独占が弱い	重要成果物は人が構成・編集し創作過程を記録、公開前は秘密情報として管理14">^bunka_thinking_authorship	実務上“どこまで人 明負担が残る
発明者認定・職務発明対価紛争	AI提案をそのまま出願し、貢献者が不明瞭	発明者は自然人（DABUS判断）、AI利用でも創作的寄与した自然人を認定する整理18">^jpo_dabus_slide	冒認・無効リスク、対価請求	発明届に「AI利用欄」を設け、モデル選択・入力・判断者を記録、監査ログを案件証跡化18">^audit_logs	“寄与”の線引きは
ライセンス不整合	有償DB・契約上制限ある資料をAIに読ませて二次利用	30条の4ただし書、契約違反、EUのDB権/DSM opt-outなど16">^bunka_checklist[^eu_db_study]	契約解除・損害賠償・サービス停止	コネクタ許可制、データソース別に利用可否を台帳化、クローラ拒否（robots.txt等）尊重16">^bunka_checklist	海外ソースは法域る

リスク	典型シナリオ（知財業務）	主要な法的論点（日本中心）	影響	推奨対策（契約・技術・運用）	残余リスク
エージェントの誤操作（自律実行リスク）	間違った相手に送付、誤った出願書類を生成・更新	管理責任・善管注意、個人情報漏えい	事故・対外説明	センシティブ操作は承認必須（Personal Computer設計思想）、ステップごとにHITL、キルスイッチ運用[^everything_pc]	承認者の見落とし
証拠保全の失敗（ログ欠損・改ざん疑義）	スレッド削除・保持期間短縮で証跡消失	訴訟・監査での立証困難	不利な推認	監査ログWebhookで社内保全、スレッド保持は案件種別で設計、削除不可逆性を教育[^audit_logs][^pplx_ent_retention]	ログ粒度（モデルる可能性＝未公開

契約・コンプライアンス対策

利用規約・DPA・責任分配で押さえるべき論点

知財部門では、ベンダー選定時に「セキュリティ」だけでなく、**知財・証拠・二次利用**を契約条項に落とす必要がある。

- **学習不使用の担保**：Enterpriseは学習・ファインチューニング不使用を説明しているが、Free/Pro/Maxは学習用データ保持がデフォルトで、トグル制・過去分削除不可という注意点がある。契約上は「データの学習利用禁止」「サブプロセッサ（第三者モデル提供者）も学習禁止」を明確化すべき。[^pplx_data_collection][^pplx_ent_privacy][^pplx_3p_training]
- **ログと証拠性**：監査ログがWebhookでリアルタイム配送できるため、DPA/セキュリティ付属書で「ログ項目・保存期間・提供形式・改ざん防止（署名等）」を合意し、知財の証拠保全要件（数年単位）に合わせる。[^audit_logs][^pplx_ent_retention]
- **データ保持方針**：ファイル自動削除（7日）やスレッド保持期間設定、復元不可など、運用事故の起点になりやすい。保持と削除は“案件種別”でポリシー化し、社内DMSへ移送する。[^pplx_ent_retention]
- **知財侵害時の責任分界**：生成物の侵害主張が来た場合、(i)入力、(ii)モデル、(iii)出力、(iv)利用（提出・公開）のどこで責任が生じるかを整理し、ベンダーの補償範囲（未公開の場合が多い）を確認す

る。文化庁資料でも、事案は個別具体の司法判断であり得ることが強調される。
14">^bunka_thinking_authorship

個人情報保護（個情法）・越境移転

知財部門は、発明者・発明届・共同研究・ライセンス交渉で個人データを扱う。PPCは、個人情報を含むプロンプト投入は利用目的内か確認し、本人同意なく投入して“応答以外目的”で取り扱われる場合の法違反可能性があるため、事業者が機械学習に利用しない等を確認するよう求める。21">^ppc_alert
また、外国にある第三者への個人データ提供（越境移転）では、本人同意取得時に「移転先国名」「制度情報」「保護措置情報」を提供する要件がFAQで整理されている。[^ppc_crossborder]

> 実務上の提案：知財部門のAI利用は、**「個人データを含む入力＝原則禁止」**を基準にし、例外は①匿名化、②利用目的の再整理、③越境移転情報提供、④学習不使用確認、⑤監査ログ保全をセットで通す。21">^ppc_alert[^ppc_crossborder]

導入運用設計

プロンプト管理・検証フロー・HITLの標準形

Computer/Personal　Computerは“長期自律実行”が前提であるため、知財の品質保証は「個々人のスキル」より**プロセス設計**で担保するのが合理的である。[^pc_pr][^audit_logs]

- **プロンプト（指示）を“資産化”**：先行技術調査・OA応答・侵害予防調査など、用途別にテンプレ化し、変更履歴を残す（監査対応）。[^audit_logs]
- **検証フロー**：外部提出物（特許庁提出、取引先提出、裁判資料）は「根拠一次資料の確認」「引用適法性」「秘密情報混入チェック」を必須化する。文化庁のチェックリストは、権利制限の要件立証は原則として利用側が必要という観点から、トレーサビリティ確保を重要視している。
16">^bunka_checklist
- **Human-in-the-loop**：Personal Computerはセンシティブ操作に承認が必要とされる。知財でも、送付・提出・公開・契約反映など“不可逆行為”は必ず承認ゲートを置く。[^everything_pc]

参考フロー（知財ワークフローへの組込み例）

```
flowchart TD
A[案件受付: 発明/調査/契約/係争] --> B{入力データ分類}
B -->|公開情報| C[AI実行: 調査/整理/草案]
B -->|社外秘| D[要約・マスキングして投入]
B -->|機微(発明・係争) or 個人データ| E[原則投入禁止/例外審査]
D --> C
C --> F[一次資料の確認/引用チェック]
F --> G{外部提出・共有?}
G -->|Yes| H[法務・知財レビュー]
G -->|No| I[社内利用]
H --> J[提出/共有]
I --> K[記録保全]
J --> K[記録保全]
K --> L[監査ログ/SIEM連携・証拠保全]
```

このフロー設計を成立させる鍵は、(i) 監査ログの取得と外部保全、(ii) データ保持期間の設計、(iii) 個人情報・営業秘密の入力統制である。21">^audit_logs19">^ai_ip_trade_secret

規制・判例・ガイドライン動向

日本

- **AI法（基本法）**：内閣府によれば、AIのイノベーション促進とリスク対応のため、2025年6月4日に公布・一部施行、同年9月1日に全面施行（AI戦略本部設置規定含む）と整理されている。20">^jp_ai_act
- **著作権**：文化審議会の「考え方」（2024/3/15）とチェックリスト（2024/7/31）が、学習段階・生成利用段階の主要論点（30条の4、類似性・依拠性、技術的措置尊重、トレーサビリティ）を整理している。16">^bunka_thinking_authorship
- **特許（AI発明者）**：DABUS事案に関する特許庁整理・東京地裁判断を踏まえ、発明者は自然人という前提が強い。18">^jpo_dabus_slide
- **個人情報**：PPCは生成AI利用時の個人情報取扱いについて、入力時の利用目的適合や学習利用の確認等を注意喚起している。21">^ppc_alert

EU（日本企業への実務的波及）

EUのAI規制は、知財そのものを直接規律するだけでなく、**生成コンテンツの透明性（表示・ラベリング）**などを通じて、知財成果物（レポート、説明資料、広告、IR等）の作り方に影響する。欧州委員会は、AI Actの透明性義務（Article 50）への準拠を支援する「Code of Practice」策定プロセスと、2026年8月の適用に向けたタイムラインを示している。[^eu_ai_transparency]

さらに、文化庁資料（各国対応整理）では、EU側でDSM指令の権利留保（opt-out）尊重や学習データサマリー等を求める方向性に言及しており、日本企業でも欧州向け業務ではデータ取得・学習・出力の統制が要求されやすい。[^bunka_global_2025]

米国

- **著作権（AI生成物の保護）**：米国著作権局は、生成AI出力の著作権保護は人間の表現上の決定がある場合に限られ、単なるプロンプト提供のみでは足りない、という結論をレポートで示している。[^usco_part2][^usco_newsnet]
- **学習段階の論点**：同局は学習データとしての著作物利用に関する検討（ライセンスや責任分配等）を扱うレポート（Part 3）を公表している。[^usco_part3]
- **裁判例の動き**：Thomson Reuters v. Ross Intelligenceでは、Westlawヘッドノート等の学習利用が問題となり、フェアユースが否定される判断が報道されている。[^us_reuters_ross]また、NYT v OpenAIでは、出力が著作物を含むこと等に関する主張が一部存続する形で手続が進んでいる。[^us_reuters_nyt]

  知財実務への示唆：米国は判例・訴訟動向が流動的で、生成AIベンダーやデータ提供者との契約（ライセンス、補償、監査）設計が相対的に重要になりやすい。[^usco_part3][^us_reuters_ross]

推奨アクションと実行ロードマップ

短期：統制つきPoCの確立（〜3か月）

知財部門として最初にやるべきは、ユースケースの棚卸しよりも先に「投入データ」と「証拠性」を定義すること。

- **入力禁止ルール（最低限）**：①未公開発明の中核、②係争方針、③個人データ、④取引先秘密―を原則投入禁止に設定（例外は審査制）。19">^ppc_alert

- **Enterprise前提の評価**：学習不使用・監査ログ・保持期間・コネクタ権限を確認し、Free/Pro/Maxのデフォルト学習保持との差を明確化。[^pplx_data_collection][^pplx_ent_privacy][^audit_logs]
- **監査ログの社内保全**：WebhookでSIEM/ログ保管へ送る（“ベンダー保管＝証拠”にしない）。[^audit_logs]
- **成果物の検証テンプレ**：先行技術調査レポート／クレームチャート／契約レビュー補助の3種から始め、一次資料確認・引用チェックを必須化。16">^bunka_checklist

中期：知財ワークフローへの定着（3〜12か月）

- **プロンプト標準化と教育**：用途別テンプレ・禁止事項・レビュー観点を教育し、属人運用を解消。16">^bunka_checklist
- **コネクタ最小化**：Google Drive等の接続は、知財向けワークスペース限定・権限最小（Least Privilege）。Enterpriseの管理機能で制御する。[^pplx_ent_privacy]
- **“AI利用の発明届”項目追加**：発明者認定の争点化に備え、AI関与（モデル・入力・判断）を記録する。18">^ai_ip_inventor

長期：自律エージェントの“分業運用”（12〜24か月）

- **Agent API等で内製連携**：期限管理、案件台帳、文献管理、証拠保全と統合し、“知財業務OS”化を狙う。[^agent_api_blog][^agent_api_docs]
- **監査対応の高度化**：ログの完全性（署名・WORM等）と、証拠開示を見据えたメタデータスキーマを整備（未公開部分はベンダーと協議）。[^audit_logs]

ガント風タイムライン（例）

```
gantt
title 知財部門向け導入ロードマップ（例）
dateFormat  YYYY-MM-DD
axisFormat  %Y-%m

section ガバナンス基盤
入力データ分類/禁止ルール策定       :a1, 2026-03-16, 30d
利用規約・DPA・学習不使用確認         :a2, 2026-03-16, 45d
監査ログWebhook→社内保全              :a3, 2026-04-01, 60d

section PoC（限定ユースケース）
先行技術調査PoC（公開情報のみ）        :b1, 2026-04-01, 60d
明細書草案PoC（テンプレ＋人手検証）     :b2, 2026-05-01, 90d
契約レビュー補助PoC（マスキング前提）   :b3, 2026-05-15, 90d

section 定着化（運用設計）
プロンプト標準化/教育                  :c1, 2026-06-01, 120d
コネクタ権限設計/最小権限化            :c2, 2026-06-15, 120d
発明届のAI関与記録・手続改訂           :c3, 2026-07-01, 120d

section 拡張（自律化・統合）
Agent API等で内製システム連携          :d1, 2026-10-01, 180d
証拠保全（WORM/署名）設計              :d2, 2026-10-01, 180d
全社展開判断（監査・事後評価）         :d3, 2027-03-01, 60d
```

脚注（出典）

[^pc_pr]: PR TIMES「『Perplexity Computer』開発を発表」（2026/3/14）—統合ファイルシステム、CLI/ブラウザ、コネクタ、メモリ、長期ワークフロー、19モデルの役割分担等。 1
[^pc_9to5mac]: 9to5Mac「Perplexity launches 'Personal Computer'… Mac mini…」（2026/3/11）—Personal Computerのコンセプト（クラウド＋専用Mac mini）。 2
[^everything_pc]: 公式ブログ「Everything is Computer」（2026/3/11）—Mac mini常時稼働、ローカルアプリ接続、センシティブ操作の承認、監査証跡、キルスイッチ。 3
[^computer_enterprise_blog]: 公式ブログ「Computer for Enterprise」（2026/3/11）—SOC2 Type II、SAML SSO、監査ログ、隔離クラウド環境、セキュアブラウザ／サンドボックス等。 4
[^enterprise_privacy]: Perplexity Enterpriseページ—「Enterprise顧客データで学習しない」「自動削除（最大1日）等」の掲示。 5
[^pplx_ent_privacy]: Help Center「Data Retention and Privacy for Enterprise Organizations and Users」—Enterpriseデータは学習・ファインチューニング不使用、第三者プロバイダとの合意、ファイル7日削除等。 6
[^pplx_ent_retention]: Help Center「Data Retention for Enterprise」—スレッド添付ファイル7日削除、保持期間設定、削除不可逆等。 7
[^audit_logs]: Help Center「Audit Logs」—入力→エージェントステップ→回答までの監査ログ、Webhookでリアルタイム配送等。 8
[^pplx_data_collection]: Help Center「Data Collection at Perplexity」—Free/Pro/MaxはAI data retentionがデフォルト有効、オプトアウト、過去分削除不可、Enterpriseは学習不使用等。 9
[^pplx_3p_training]: Help Center「Are third-party model providers training on my data?」—OpenAI/Anthropic等が学習しない旨。 10
[^sandbox_arch]: 公式ブログ「Sandbox API: Isolated Code Execution for AI Agents」—隔離Kubernetes pod、永続FS（FUSE）、ネットワーク遮断、エグレスプロキシ、秘密情報の非開示等。 11
[^agent_api_blog]: 公式ブログ「Agent API: A Managed Runtime for Agentic Workflows」（2026/3/11）—エージェントループとマルチモデル・フォールバック、統合検索／ツール等。 12
[^agent_api_docs]: Agent APIドキュメント—マルチプロバイダ統合、エンドポイント等。 13

[^ai_ip_mid]: 内閣府「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（2024/5）—生成AIと知財（著作権以外含む）全体像。 17

[^ppc_crossborder]: PPC FAQ「外国にある第三者に個人データを提供する場合の留意点」—国名・制度情報・保護措置情報の提供等。 22
[^bunka_global_2025]: 文化庁資料（2025/9/11）「生成AIをめぐる最新の状況」—EU AI Act・DSM指令等への言及。 23
[^eu_ai_transparency]: 欧州委員会 “Code of Practice on marking and labelling of AI-generated content” —AI Act Article 50の透明性義務と2026年適用に向けた工程。 24
[^eu_db_study]: 欧州委員会評価研究（Publications Office）—Database Directiveによるsui generis権の位置づけ（独創性に依らず投資保護）。 25
[^usco_part2]: U.S. Copyright Office「Copyright and Artificial Intelligence, Part 2: Copyrightability」（2025/1/17公開資料／同月公表）—生成AI出力の著作権保護に人間の表現上の決定が必要。 26
[^usco_newsnet]: U.S. Copyright Office NewsNet（2025/1/29）—上記Part 2の要旨。 27
[^usco_part3]: U.S. Copyright Office「Part 3: Generative AI Training（Pre-Publication）」—学習段階の論点。 28
[^us_reuters_ross]: Reuters（2025/2/11）—Thomson Reuters v Ross Intelligenceで学習利用とフェアユースの争点。 29
[^us_reuters_nyt]: Reuters（2025/4/4）—NYT v OpenAIで出力等の主張が一部存続する旨。 30

1 https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000020.000157647.html
https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000020.000157647.html

2 https://9to5mac.com/2026/03/11/perplexitys-personal-computer-is-a-cloud-based-ai-agent-running-on-mac-mini/
https://9to5mac.com/2026/03/11/perplexitys-personal-computer-is-a-cloud-based-ai-agent-running-on-mac-mini/

3 4 5 https://www.perplexity.ai/ja/hub/blog/everything-is-computer
https://www.perplexity.ai/ja/hub/blog/everything-is-computer

6 https://www.perplexity.ai/help-center/en/articles/11187708-data-retention-and-privacy-for-enterprise-organizations-and-users
https://www.perplexity.ai/help-center/en/articles/11187708-data-retention-and-privacy-for-enterprise-organizations-and-users

7 https://www.perplexity.ai/help-center/en/articles/11652701-data-retention-for-enterprise
https://www.perplexity.ai/help-center/en/articles/11652701-data-retention-for-enterprise

8 https://www.perplexity.ai/help-center/en/articles/11652747-audit-logs
https://www.perplexity.ai/help-center/en/articles/11652747-audit-logs

9 https://www.perplexity.ai/help-center/en/articles/11564572-data-collection-at-perplexity
https://www.perplexity.ai/help-center/en/articles/11564572-data-collection-at-perplexity

10 https://www.perplexity.ai/help-center/en/articles/10354963-are-third-party-model-providers-training-on-my-data
https://www.perplexity.ai/help-center/en/articles/10354963-are-third-party-model-providers-training-on-my-data

11 https://www.perplexity.ai/ja/hub/blog/sandbox-api-isolated-code-execution-for-ai-agents
https://www.perplexity.ai/ja/hub/blog/sandbox-api-isolated-code-execution-for-ai-agents

12 https://www.perplexity.ai/ja/hub/blog/agent-api-a-managed-runtime-for-agentic-workflows
https://www.perplexity.ai/ja/hub/blog/agent-api-a-managed-runtime-for-agentic-workflows

13 https://docs.perplexity.ai/docs/agent-api/quickstart
https://docs.perplexity.ai/docs/agent-api/quickstart

14 15 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf

16 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_02/pdf/94089701_05.pdf
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_02/pdf/94089701_05.pdf

17 18 19 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf

20 https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html

21 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_generative_AI_service.pdf
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_generative_AI_service.pdf

22 https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq2-q5-8
https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq2-q5-8

23 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r07_01/pdf/94269701_04.pdf
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r07_01/pdf/94269701_04.pdf

24 https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-ai-generated-content
https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-ai-generated-content

25 https://op.europa.eu/mt/publication-detail/-/publication/5e9c7a51-597c-11e8-ab41-01aa75ed71a1
https://op.europa.eu/mt/publication-detail/-/publication/5e9c7a51-597c-11e8-ab41-01aa75ed71a1

26 https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf
https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf

27 https://www.copyright.gov/newsnet/2025/1060.html
https://www.copyright.gov/newsnet/2025/1060.html

28 https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-3-Generative-AI-Training-Report-Pre-Publication-Version.pdf
https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-3-Generative-AI-Training-Report-Pre-Publication-Version.pdf

29 https://www.reuters.com/legal/thomson-reuters-wins-ai-copyright-fair-use-ruling-against-one-time-competitor-2025-02-11/
https://www.reuters.com/legal/thomson-reuters-wins-ai-copyright-fair-use-ruling-against-one-time-competitor-2025-02-11/

30 https://www.reuters.com/legal/litigation/judge-explains-order-new-york-times-openai-copyright-case-2025-04-04/
https://www.reuters.com/legal/litigation/judge-explains-order-new-york-times-openai-copyright-case-2025-04-04/